



●選挙管理委員会事務局 senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp
●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所1階情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●10月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
5	第1回表彰審査委員会(総務課)	平成19年度石狩市表彰被表彰者について	非公開	—
22	第1回男女共同参画推進委員会(協働推進・市民の声を聴く課)	①平成18年度「いしかり男女共同参画プラン21」の進捗状況について ②平成20年度重点的に取り組む事項について	公開	0
26	第8回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域自治体および地域協議会の概要説明	公開	2
	第5回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	第1期の取り組み状況について	公開	1
30	第1回使用料、手数料等審議会(財政課)	牧野使用料の改定について(諮問)	公開	1
	第2回社会教育委員の会議(社会教育課)	①石狩市芸術文化振興奨励補助金について(諮問) ②社会教育施設の廃止について(諮問)	公開	0
31	第16回障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定(10月中7回開催)	非公開	—

協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

12月は収納強化月間です

市税は納期限までに市民の皆さんが自主的に納付していただくのが原則です。納期限までに納付されない人がいると、すでに納付している人との公平を欠くばかりでなく、市の財政運営の妨げにもなります。

市では12月を収納強化月間として収納率向上を図るため、文書や電話による催告、差押のための財産調査を強化します。1月以降は、預貯金や給与、不動産、生命保険などの財産差押を集中的に執行しますので、12月中に納付されるかご相談ください。なお、納付が遅れた場合には、年14.6%の延滞金を併せて納付していただくことになります。

このように市税の滞納は、納税者にとって不利益となるだけでなく、滞納整理のための費用を税金から支出することになり、不要な費用が掛かることとなりますので、まだ納付されていない方は、至急納付してください。

納税に困った時はすぐに相談を

一括納付が困難な方は分割納付の相談にも応じていますので、ご相談ください。

☎納税課 ☎72-3118

✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp



平成20年度償却資産申告にご協力を

昭和62年12月2日までに生まれた方
縦覧期間 12月3日(月)～7日(金)
縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

市内で事業を営む個人または法人の方は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)の所有状況を申告する必要があります。市では、例年申告をされる方に申告関係書類を送付していますが、初めて申告する方などで12月下旬までに申告関係書類がお手元に届かない場合はご連絡ください。提出期限 平成20年1月31日(木)

✉info@icris.tv

問合せ (株)えりすいしかりネット
☎http://www.icris.tv/
☎011-746-6423

えりすいしかり ネットテレビの新番組

インターネットテレビ局「ERIS(えりす)」では、新番組「えりすから今週のお知らせ」を始めました。市役所からのお知らせのほか、地域の週間情報をインターネット動画で配信しています(毎週火曜12時更新予定)。無料で視聴できますので、ご家庭等のパソコンでご覧ください。

問合せ 税務課家屋・償却資産担当 ☎72・6120

労災保険制度の相談窓口

労災医療や労災補償などの労災保険制度全般の相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

問合せ (財)労災保険情報センター
北海道事務所
☎011-746-6423
☎0120-120-208

✉zoi-hokkaido@rousai-ri.or.jp

季節労働者の求人・求職登録

【事業主の方へ】

季節労働者を通年雇用すると、各種助成・支援制度が活用できます。通年雇用はもちろん、冬期間の短期・臨時の求人も登録

を受け付けています。

【季節労働者の方へ】

通年雇用や冬期間の短期就業相談、求職登録を受け付けています。協議会事務局または就業相談所へお気軽にご相談ください。

問合せ 石狩市季節労働者通年雇用促進協議会 ☎72・3166

就業相談所(いしかり雇用サポートセンター) ☎72・2111(月・水・金曜10時～16時)

助成・支援制度については雇用・能力開発機構 ☎011-640-8851

「存じずか?」 建退共制度

建設現場で働く方々のための

国が作った退職金制度です。建設業を営む事業主の方が加入でき、建設現場で働く人が対象です。

・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛金の一部を国が助成します。
・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

問合せ 建退共北海道支部
☎011-261-6186



医療費の自己負担額 減免・徴収猶予

国民健康保険被保険者の方が、入院や外来により医療機関へ支払う一部負担金について、次のいずれかに該当し生活が困難となった場合に限り、世帯主からの申請により必要と認められるときは、減免または徴収猶予を受けることができます。

- ①天災その他による農作物の不作為の理由により収入が著しく減少したとき
- ②天災、火災その他により資産に重大な損害を受けたとき
- ③事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

【生活困難の認定について】

生活保護基準額と当該世帯の実収入月額と比較により行います。 ※生活困難の認定基準の整備を行いました。12月1日から運用となります

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123 厚田支所市民生活課 ☎78・2886 浜益支所市民生活課 ☎79・2112

未納はありませんか

国保税の未納税額には延滞金が増加されるほか、不動産(土地・建物)、給与などの財産の差押を

実施することになりますので、納期限までに忘れず納税してください。 ※便利で安心な口座振替をご利用ください

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123 厚田支所市民生活課 ☎78・2886 浜益支所市民生活課 ☎79・2112

国保の加入(脱退)手続き

14日以内に行ってください。手続きが遅れると不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123 厚田支所市民生活課 ☎78・2886 浜益支所市民生活課 ☎79・2112



防災

危険物取扱者・消防設備士試験

試験日 平成20年2月17日(日)
受付期間 12月10日(月)～19日(水)
※願書は消防署にあります
試験地 札幌市ほか

試験種類 ①危険物取扱者試験
甲種、乙種(第1～6類)、丙種／
②消防設備士試験 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

消防設備士講習

対象 ①消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内で、この講習を受けていない方 ②①の講習を受けた日から5年以内で、この講習を受けていない方 ③①または②の受講期間を経過している方

講習期間 平成20年1月16日(水)～3月18日(火)
講習地 札幌市ほか
講習区分 特殊消防用設備等(甲種特類)・消火設備(甲乙1・2・3類)・警報設備(甲乙4類)・乙7類・避難設備・消火器(甲乙5類・乙6類)

申込締切 12月20日(木) ※受講申請書は消防署にあります
問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

定期普通救命講習会

受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。
対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 12月16日(日)9時～12時
持ち物 筆記用具
費用 無料
申込方法 事前電話申込 ※当日受付不可

場所・申込・問合せ 石狩消防署

警備課 ☎74・7024



住宅用火災警報器は 付けましたか?

住宅火災による死者が増えていきます。そのほとんどが逃げ遅れによるものです。このような状況から平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

住宅用火災警報器は、火災の熱や煙に反応して、音や光などで火災を知らせる器具です。石狩市の既存住宅の場合は平成20年5月31日までの設置が義務付けられています。

火災を早い段階で知るとは、火災による死者数の減少に効果が高く、アメリカでは住宅用火災警報器の設置普及が進んだことで死者数が半減したほどです。皆さんと、そして皆さんの家族の大切な命を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165



そのほか

工業統計調査

経済産業省では、12月31日現在で工業統計調査を実施します。工業統計調査は、製造業を営むすべての事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料や企業・大学などの研究資料などに利用されます。

調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。
問合せ 情報推進課 ☎72・3681

選挙人名簿の縦覧

12月1日現在で、次に該当する方を選挙人名簿に登録します。
・9月1日までに石狩市に転入の届出があった方